

貨物等省令 24 条 1 項三号改正案への意見補足

1. 要約

このたびのリスト規制改正に際し、当事務所と日機輸は表題条項について「輸出令規制に由来しない技術（いわゆる“はみ出し技術”）規制であるから、外為令別表の 12 項(1)で扱うべきでないのではないか」との問題提起を行いました。（日機輸の提出意見は下記サイト参照）

https://jmcti.org/jmchomepage/naigai_seisaku/yushutu/pdf/150710.pdf

これに対して経産省の 7 月 28 日付け結果報告は「船舶の部分品の技術と考えることができるので、外為令別表の 12 項(1)扱いでよい」という趣旨の見解を示しています。

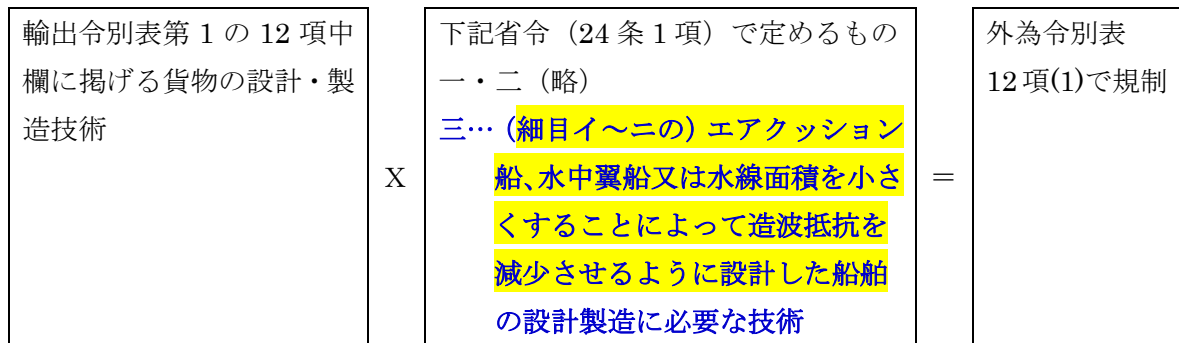
Ref	意見	7.28 見解
38	【貨物等省令第 24 条第 1 項第 3 号】 輸出令 12 項該当貨物の関連技術を規制する内容とはいえない（いわゆる「はみ出し技術」の規制である）ことから、省令第 24 条第 1 項の枠内で扱うのは不適切ではないか。新たに「省令第 24 条第 4 項」を設け、その中で扱ってはどうか。	御指摘の点については、船舶の部分品に係る技術との観点のものであるため、本案のとおりとさせていただきます。

しかしながら「船舶の部分品に係る技術」であれば“輸出令別表第 1 の 12 項中欄貨物に係る技術”とは必ずしも言い切れません。というのは、輸出令別表第 1 の 12 項(2)に「船舶の部分品」という記述はあるものの、「船舶の部分品」であれば必ず“12 項中欄に掲げるもの”とは限らないからです。（「12 項中欄に掲げるもの」であるためには「省令で定める仕様のもの」であることが必要）

従ってこの技術を「外為令別表の 12 項(1)に由来する貨物等省令 24 条 1 項」で扱うことには、依然疑問が残ると考えます。

以下、もう少しかみくだいて説明しますので、いささかくどく感じられるかもしれませんが、しばしおつきあいいただければ幸いです。

2. 本規制の論理構造



本稿では便宜上、上図で網掛けした「細目イ～ニのエアクション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶」を「A 貨物」と呼んで話を進めます。

私たちの問題提起のロジックは次の通りです。

- 「A 貨物」は「輸出令別表第 1 の 12 項中欄に掲げる貨物」ではない
 （省令 11 条三号が今回の改正で削除されたため）
- 従って「A 貨物の設計・製造に必要な技術」は「外為令 12 項(1)で扱うこと」ができない

一方、7 月 28 日付け経産省見解のロジックは、次のように理解できると思います。

- 「A 貨物の技術」は「船舶の部分品の技術」でもある
- 「船舶の部分品」は輸出令 12 項(2)に掲げられている
- つまり「船舶の部分品」は「輸出令別表第 1 の 12 項中欄に掲げる貨物」である（*）
- 従って「A 貨物の技術」は「輸出令別表第 1 の 12 項中欄に掲げる貨物の技術」であり「外為令 12 項(1)で扱うこと」ができる

3. 7 月 28 日付け見解への疑問

問題は上記ロジックの * 印部分にあります。すなわち「輸出令別表第 1 の 12 項(2)に掲げる貨物」だからといって「輸出令別表第 1 の 12 項中欄に掲げる貨物」とは限らないのです。

① 原則論として「～の中欄に掲げる」と「～に掲げる」が別物であることはみなさまも御存じの通りです。

たとえば、外為令別表の 9 項(1)と 9 項(2)の条文（次頁）を想起ください。（『輸出管理関係法令の道しるべ』でも、外為令 9 項を例に解説されていました）

<p>外為令 9 項(1)</p> <p>輸出令別表第 1 の 9 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの</p>
<p>外為令 9 項(2)</p> <p>輸出令別表第 1 の 9 の項 (1) から (3) まで又は (5) から (6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び 15 の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>

② 輸出令別表第 1 の 12 項 (改正後) に即して言うと

<p>次に掲げる貨物</p> <p>(1) 潜水艇</p> <p>(2) 船舶の部分品又は附属装置</p> <p>(中略)</p> <p>(10) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p>	X	<p>貨物等省令で定める仕様</p>	=	<p>輸出令別表第 1 の 12 項中欄に掲げる貨物</p>
---	---	--------------------	---	--------------------------------

つまり「12 項(2)に掲げる貨物」であっても「省令で定める仕様」を持たぬ限り「12 項中欄に掲げる貨物」とは言えないのです。

実体論としてもこのことは明らかです。

なぜなら「船舶の部分品」(12 項(2)に掲げる貨物)というだけで自動的に「12 項中欄に掲げる貨物」というのであれば、たとえば手漕ぎボートのオールでさえも規制該当となってしまうではありませんか。

4. 改正の「趣旨」に沿った考察

①実は本改正は「新規の技術規制」ではありません。

なぜなら「A 貨物の設計・製造に必要な技術」は改正前の現行規定のもとでも規制されているからです。条文を見てみましょう。

<p>現行の外為令 12 項(1)</p> <p>輸出令別表第 1 の 12 の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの</p>
<p>現行の輸出令 12 項(1)</p> <p>潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶 (1 及び 15 の項の中欄に掲げるものを除く。) ものを除く。</p>
<p>現行の貨物等省令 11 条三号</p> <p>水上船であって、次のいずれか (編註 ; 「A 貨物」) に該当するもの (後略)</p>

② 上記の意味するところは何でしょうか？

改正によって「A貨物」と「その設計・製造に必要な技術」の規制がどう変わったかを見れば察しがつくかと思えます。

	A貨物	A貨物の設計・製造に必要な技術
改正前（現行）	規制	規制
改正後	規制外	規制

つまり「A貨物の設計・製造に必要な技術」を「規制該当貨物の関連技術だから新たに規制」ではなく、「規制外貨物の関連技術であるが規制を続ける」というのが、今回の改正の趣旨だったのです。

以上のように、改正趣旨から見ても「輸出令 12 項中欄に掲げる貨物の関連技術として規制」というのは逆筋のように思えます。

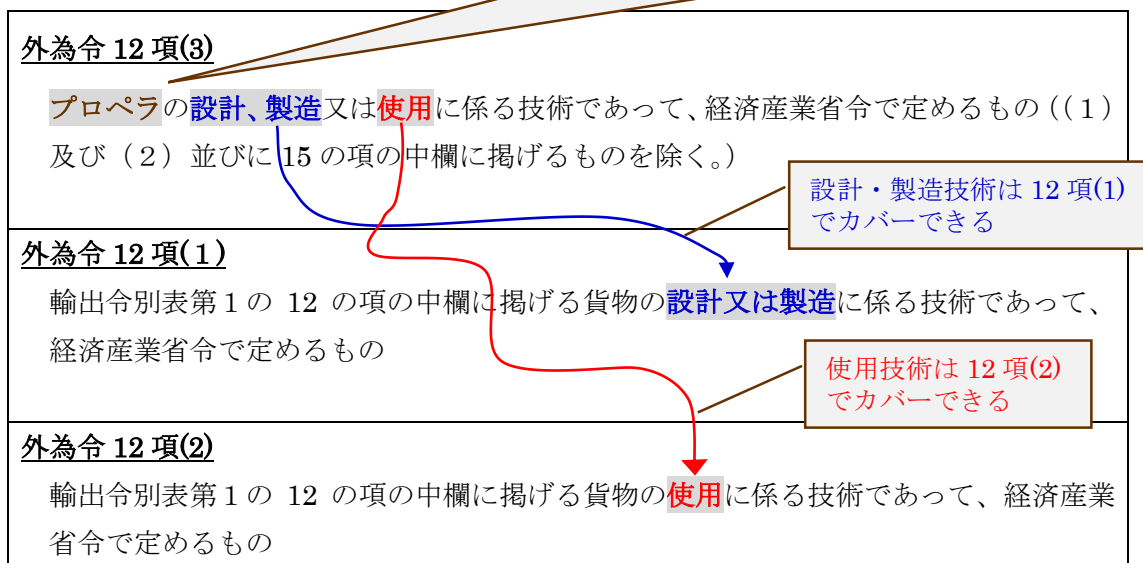
5. プロペラの関連技術（傍証としての考察）

外為令別表の 12 項(3)に「プロペラの設計・製造・使用技術」規制があります。

プロペラも船舶の部分品と考えることができそうですが、もし「船舶の部分品に係る技術」であれば「輸出令別表第 1 の 12 項中欄貨物に係る技術」という命題が正しいとしたら、プロペラの関連技術の扱いはどうなるでしょうか？

設計・製造技術は外為令別表の 12 項(1)で、使用技術は同 12 項(2)で扱うことができるのではないかと思います。とすれば 12 項(3)は不要、ということになってしまうのではないのでしょうか？

これを「船舶の部分品」であるから「輸出令 12 項中欄に掲げる貨物」と読替えることができるとしたら？



やはりこの命題は成り立たない、従って 7.28 見解は無理筋と考える次第です。